

全国労働衛生週間を迎えるにあたり

2026 年 9 月 1 日

代表取締役 小野塚 仁

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、「労働衛生」に関する意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施されており、今年で 77 回目を迎えます。

当社従業員をはじめ、関係請負人など日々の当社の業務に携わるすべての皆様には、本週間を一つの機会として、企業活動に関わるすべての人が心身ともに健康で、安心して働き続けることができる職場づくりに向け、環境整備や健康管理に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

今年の全国労働衛生週間は、【ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかにみんな生き生き健康職場】をスローガンとして、10 月 1 日から 10 月 7 日まで実施されます。また、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間として、各種の取り組みを進めていきます。
当社におきましても、別紙の「令和 8 年度全国労働衛生週間 実施計画」に基づき、本週間の取り組みを進めてまいります。

今年は昨年に比べ比較的暑さが和らいでおりますが、暑熱順化（暑さに対して身体が慣れること）が十分に進まないことなどから、既に現場においては熱中症が発生しています。

また、2025 年 6 月 1 日からは法改正により、熱中症による重篤化を防止するため、事業者に対して体制整備や対応手順の作成・周知等が義務付けられています。これまで以上に、一人ひとりが熱中症を「自分自身の問題」として捉え、予防と早期対応を徹底することが重要です。

9 月以降も厳しい残暑が続くことが予想されます。現場単位での予防対策を徹底することはもちろん、各自が睡眠・食事・水分塩分補給など日頃からの体調管理を意識し、少しでも体調に異変を感じた場合には、無理をせず、早めに周囲へ申し出るようにしてください。

私たちの会社にとって、社員一人ひとりの健康は、何より大切な経営基盤です。どれほど良い設備や計画があっても、そこで働く人の心身の健康が守られてなければ、安全で良い仕事はできません。特に、建設や運送などの現場では、暑さへの対応、十分な休養、無理のない作業、そして日々の体調管理が欠かせません。心身の健康を守るためには、自身のセルフケアだけでなく、相談や周囲の気づきと声かけも大切です。仲間同士、上司と部下、先輩と後輩など、立場に関係なく、お互いに声をかけ合い、困っていることや不安に感じていること、体調の変化などを遠慮なく「話ができる」、そして相手の話をしっかりと「聞ける」職場環境を、社員全員でつくっていきましょう。

この全国労働衛生週間をきっかけに、各職場で作業環境を見直し、気になることはそのままにせず、声を掛け合って、早めに相談し合う風土をさらに強くしていきましょう。会社としても、安心して働ける職場づくりに引き続き力を入れてまいります。全社員が毎日元気に働ける職場を、皆さんと一緒につくっていくことをここに改めて誓い、全国労働衛生週間に際してのメッセージといたします。

以上

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図る！

全国労働衛生週間スケジュール

9月1日～30日	準備期間
10月1日～7日	本週間

『準備期間・本週間』での実施事項

① 社長メッセージの通達
9月1日付で通達を実施(8月31日の朝礼で発表)
② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
安全衛生に特化したチェックリストに基づいたパトロールを実施し、安全衛生活動の充実を図る。
1) 実施日:9月1日～10月7日(班毎で日程調整)
2) 班編成:安全品質管理室にて調整
③ 胸章の標示・垂れ幕・ポスターの掲示(週間のPR活動)
衛生週間のワッペンを身に付ける(管理職・事務職)、本社・東港営業所・機材センターに垂れ幕・ポスターを掲示する。
④ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
推薦を受け、10月朝礼で表彰(9月安全衛生委員会にて検討)
⑤ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
・年次有給休暇の取得促進(継続) ・労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や、長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施(継続) ・健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供(継続) ・医師からの意見聴取及び事後措置の徹底(継続)
⑥ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
⑥-1 メンタルヘルスケア(事業場外資源によるケア)の推進に関する情報提供 当社加入の法定外労災保険加入に伴うメンタルヘルスサポートサービスの利用に関し情報提供を実施する(継続) 9月給与明細書に封入 ⑥-2 ストレスチェック制度の適切な実施、 ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組(継続)
⑦ 化学物質による健康障害防止対策
⑦-1 化学物質のリスクアセスメントの実施と適切な保護具の使用等リスク低減対策に関する情報提供(継続) ⑦-2 特殊健康診断等による健康管理の徹底(継続)
⑧ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防に対する情報提供(継続)
⑨ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 ※これまでの活動は別紙参考を参照のこと。
本社: 本週間によらず、随時要望の検討・対応を行う。 東港: